

平成 25 年 9 月 10 日

株主各位

株式会社フジコー

代表取締役社長 小林 直人

第 40 期定時株主総会招集ご通知におけるインターネット開示情報
(法令および定款に基づくみなし提供事項)

法令および当社定款第 14 条の規定に基づき、第 40 期定時株主総会招集ご通知の添付書類のうち、当社ホームページ(<http://www.fujikoh-net.co.jp>)に掲載することにより、当該添付書類から記載を省略した事項は次のとおりでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

1. 事業報告.....1～3 頁

「会社の現況に関する事項」

- ・その他株式会社の現況に関する重要な事項

「会社の株式に関する事項」

- ・発行可能株式総数
- ・発行済株式の総数
- ・株主数
- ・その他株式に関する重要な事項

「会計監査人の状況」

- ・非監査業務の内容
- ・会計監査人の解任または不再任の決定方針
- ・責任限定契約の内容の概要

「会社の体制及び基本方針」

- ・業務の適正を確保するための体制
- ・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

「会社の支配に関する基本方針」

2. 計算書類.....4～10 頁

「個別注記表」

【添付書類】

事業報告

(平成24年7月1日から
平成25年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 4,800,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,181,600株 (自己株式78株を含む) |
| (3) 株主数 | 1,902名 |
| (4) その他株式に関する重要な事項 | 該当事項はありません。 |

3. 会計監査人の状況

(1) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(2) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等、その必要があると判断したときは、会社法第344条に基づく監査役会の同意を得た上で、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的といたします。また、監査役会から請求があった場合で、当該請求が妥当と認められるときは、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等、その必要があると判断したときは、同条の規定に従い、監査役会全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告します。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社の体制及び基本方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念に基づき、企業倫理規程、基本方針、社員心得（実施事項）による基本原則を設けており、取締役は企業倫理の遵守・浸透を率先して垂範する。コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・対処のため、コンプライアンスに関する社内規程に従い、担当責任者が調査、監督指導する。

社長直属の内部監査担当者が監査役と連動して、業務の執行状況が法令・定款・社内規程に準拠して行われているか検証する。

金融商品取引法及びその他事業活動に関連する法令の遵守を含め、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制の体制を整備、運用し、業務の改善に努める。

なお、当社は市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で対応し、警察当局、顧問弁護士等、関係者との連携を図り一切の関係を遮断する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する重要な情報及び書面の取扱いは、法令及び社内規程に基づき、適切に保存する。これらの情報等は、法令及び社内規程に従い、必要に応じ閲覧可能な状態で管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処するため、リスクの分析及び検討を行い、リスク管理に関する規程を制定し、各部門において適切な管理体制を構築する。また、地震・洪水・事故・火災等の災害、役員・使用人の不適切な業務執行、基幹ITシステムの故障等のリスク発生時における損失の拡大を防止するとともに事業の継続性を確保するよう努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程に基づき、定時取締役会及び臨時取締役会を開催し、法令及び定款で定められた事項、その他重要事項に関して的確な意思決定を行うとともに取締役相互の職務執行を監督する。決定事項については、各種規程に定める機関又は手続きに基づき職務を執行するとともに取締役会において報告を行い、進捗状況及び結果を検証する。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、子会社取締役と意思疎通を図ることにより、企業集団における各種経営情報を共有し、職務執行の適正と効率化の確保に努める。また内部監査担当者による子会社の監査を行い、業務全般にわたる有効性と妥当性を確保する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の求めに応じて、内部監査担当者を配置する。監査役が補助する使用人の採用を求めた場合は、取締役との協議により決定する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の補助をすべき使用人は、監査役の指揮命令に基づき、取締役の指揮命令に従う義務を負わないものとする。監査役の補助をすべき使用人の人事権に関する事項の決定は、監査役会の事前の同意を必要とする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、取締役会その他重要な会議において、意思決定における検討内容及び職務の執行状況を常勤監査役に報告する。また常勤監査役は重要な決裁資料及び関係資料を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に説明を求める。取締役及び従業員は、「会社の信用の大幅な低下」、「会社の業績への重大な悪影響」、「社内外に影響を与える重大な被害」、「企業行動基準、倫理規程その他の社内規程への重大な違反」その他これらに準じる事項が起こった場合、又はその恐れがある場合は、発見次第速やかに監査役に報告するとともに、迅速かつ的確に対応する。

⑨ その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

公正性及び透明性を担保するため、監査役の過半数は社外監査役とする。また、監査役は、独自に意見形成するため、自らの判断で弁護士、公認会計士等、外部のアドバイザーを活用する。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社では、反社会的勢力の定義を「暴力、威力と詐欺的手続きを駆使し、経済的利益を追求する集団又は個人」とし、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求に対して一切の関係を排除することを基本方針としております。

また、反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、反社会的勢力とは付き合わない旨を記載した基本方針を社内に掲示しております。

さらに事業部では外部専門機関による情報と支援を得るため定期的な講習会の受講と情報交換会へ出席し、警察関係機関との連携を図っております。

万一、各部門に対して反社会的勢力から不当要求等が発生した場合は、組織全体での対応を基本とし、すみやかに所轄の警察へ通報し、本社管理部では、報告された内容について現状把握と事実関係等を調査し、その対策について、代表取締役社長と協議の上、必要に応じて顧問弁護士へ相談し、直接的な対応を行います。また、発生した事象については適宜、社内規程等に反映することとしております。

5. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

[個別注記表]

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・仕掛品 先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・原材料及び貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ③ デリバティブ等の評価基準及び評価方法 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属建物を除く）は定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	2～50年
構築物	7～35年
機械装置	5～17年
車両運搬具	2～7年
工具器具及び備品	2～10年
生物	3年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 消費税等の会計方針

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年7月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 担保に供している資産

① 建物	818,950千円
② 構築物	229千円
③ 機械装置	308,825千円
④ 土地	207,781千円
合計	1,335,787千円

担保に係る債務の金額

① 一年以内返済予定長期借入金	186,756千円
② 長期借入金	955,641千円
合計	1,142,397千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 2,558,519千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

① 関係会社に対する短期金銭債権	－ 千円
② 関係会社に対する短期金銭債務	1,067千円

(5) 取締役に対する金銭債権及び金銭債務

① 取締役に対する短期金銭債権	－ 千円
② 取締役に対する短期金銭債務	－ 千円

(6) 国庫補助金等による圧縮記帳額 943,729千円

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 (2) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

① 営業取引（収入）	－ 千円
② 営業取引（支出）	13,685千円
③ 営業取引以外の取引（収入）	－ 千円
④ 営業取引以外の取引（支出）	2,445千円

- (3) 減損損失

事業用資産については、管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行った資産及び遊休資産については、個別の資産単位毎に把握しております。当社は、以下の遊休資産について減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	その他
遊休資産	土地	埼玉県日高市	事業用土地

上記資産については、食品リサイクル事業用土地として取得しましたが、土地の拡張性不足による理由から売却処分の意思決定を行いました。当事業年度において売買契約を締結したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額16,000千円を特別損失に計上しております。減損損失の内訳は、土地16,000千円であります。なお、回収可能価額は、売買契約代金に基づく正味売却価額により算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 3,181,600株

- (3) 自己株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 78株

- (4) 剰余金の配当に関する事項

- ① 配当支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年9月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,807	5	平成24年 6月30日	平成24年 9月24日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年9月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,270	7	平成25年 6月30日	平成25年 9月26日

- (5) 新株予約権の状況

当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 150,000株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	5,198千円
未払費用	30,321千円
役員退職慰労引当金	3,801千円
繰延税金資産（流動）合計	39,320千円
繰延税金資産（固定）	
関係会社株式評価損	874千円
減価償却超過額	7,730千円
減損損失	13,175千円
評価性引当金	△7,407千円
繰延税金資産（固定）合計	14,372千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
注記対象となるリース契約のリース期間が満了したため、該当事項はありません。
- (2) 未経過リース料期末残高相当額
注記対象となるリース契約のリース期間が満了したため、該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社は、さらなる事業拡大を図るため、リサイクル施設並びに機械装置に対する設備投資計画に照らして、必要資金を銀行借入等により調達しております。一時的な余剰資金につきましては、主に銀行預金等に限定し、余資運用は行わない方針であります。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクを伴っておりますが、債権管理規程、販売管理規程に基づき、期日ごとの入金管理、未回収残高管理を行い、各取引先の信用状況を把握する体制となっております。

営業債務である買掛金及び未払金は、その大半が2ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金及び長期未払金は、主に事業拡大を目的としたリサイクル施設等に係る資金調達であります。

営業債務や借入金等の流動負債は、流動性のリスクを伴っておりますが、月次での資金繰り管理を行っております。

- ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を盛り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、下表には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	287,011	287,011	—
② 売掛金	300,122		
貸倒引当金	△2,189		
	297,933	297,933	—
③ 破産更生債権等	1,747		
貸倒引当金	△1,645		
	102	102	—
④ 買掛金	(195,689)	(195,689)	—
⑤ 未払法人税等	(62,290)	(62,290)	—
⑥ 未払消費税等	(29,074)	(29,074)	—
⑦ 預り金	(6,672)	(6,672)	—
⑧ 長期借入金	(1,223,034)	(1,205,979)	△17,055
⑨ 長期未払金	(155,459)	(149,300)	△6,159

- (注) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。
2. 売掛金、破産更生債権等はそれぞれに対応する貸倒引当金を控除しております。
3. 長期借入金及び長期未払金には一年以内に期限が到来する借入金及び未払金を含んでおります。
4. 非上場株式(貸借対照表計上額 関係会社株式135千円)及び長期預り金(貸借対照表計上額 株主からの長期預り保証金40,000千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。
5. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
- ① 現金及び預金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ② 売掛金、③ 破産更生債権等
売掛金及び破産更生債権等については、回収実績による回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は決算日における帳簿価額から貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。
- ④ 買掛金、⑤ 未払法人税等、⑥ 未払消費税等、⑦ 預り金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ⑧ 長期借入金、⑨ 長期未払金
長期借入金及び長期未払金の時価については、元利金の合計を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期未払金には、短期間で決済される未払金が含まれておりますが、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいと考えられるため注記を省略しております。

10. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員等及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連 当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 個人主要 株主	小林直人	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 11.6%	—	当社銀行 借入に 対する 債務被 保証 (注1)	1,184,782	—	—
							当社銀行 借入に 対する 担保提供 (注1)	485,334	—	—
役員	上竹智久	—	—	当社取締役 技術部長	(被所有) 直接 6.3%	—	当社銀行 借入に 対する 債務被 保証 (注1)	48,665	—	—
							当社銀行 借入に 対する 担保提供 (注1)	485,334	—	—
個人 主要 株主	小林美子 (小林直人の 配偶者)	—	—	—	(被所有) 直接 10.9%	—	当社銀行 借入に 対する 債務 被保証 (注1)	100,000	—	—
近 親 者	桑原信子 (小林直人の 近親者)	—	—	—	—	—	当社銀行 借入に 対する 債務 被保証 (注1)	50,000	—	—
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	エスシーエ ス株式会社	埼玉県 草加市 青柳	50	一般事業系 廃棄物・産 廃収集処理 他	当社 取締役 野崎友義 及びその 近親者が 直接100% 保有	役員 の 兼任 廃棄物 処理 の受託	廃棄物処 理の受託 (注2、3)	36,294	売掛金	6,407
							営業預り 金の受入	—	株主 からの 長期預 り保証 金	30,000

- (注) 1. 当社銀行借入に対する債務保証並びに当社株式による担保提供を受けておりますが、保証料等の支払いは行っておりません。なお、取引金額には当事業年度末の被保証債務額及び被担保債務額を記載しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方法等
廃棄物処理の受託については、一般の取引条件と同様に決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	361円95銭
(2) 1株当たり当期純利益	36円58銭